

経済的社会構成体論と社会政策的立法(1)

Theory of Economic Social Formation and Social Policy Legislation (1)

博士後期課程 公法学専攻 2009年度入学

渡 部 勇 人

WATANABE Hayato

【論文要旨】

本稿は、憲法学の基礎理論の検討を主たる課題とする。

第一章では史的唯物論の方法論の一つである経済社会構成体論（いわゆる土台—上部構造論）を特に反作用論、相互作用論に着目し、まずは古典に即して、次に学説の展開を整理することにより概観する。つまり史的唯物論による法学的認識がどのようになされるか、換言すると土台がどのように法の上部構造に規定的な影響を与え、逆に法の上部構造一般がどのように、どのような影響を土台に与えるのかすなわち反作用するのかという問題を、原理的にかつ学説の展開に力点をおいで考察する。

第二章では、第一章で確認した一般理論のひとつの具体化として、法の上部構造としての社会政策的立法がどのように、どのような影響を土台に与えるかつ反作用するかという問題に焦点を当てて検討する。その方法としては、社会政策の二重性論の検討を基礎に、ルカーチおよびアルチュセールの諸説を参考にしつつ、階級意識の生産、再生産に着目する。

本稿全体を通じての問題意識は、科学的な認識としての法学研究における国家論および階級概念の重視とそれらを捨象、回避しがちな傾向への批判である。

【キーワード】 経済的社会構成体論，土台と上部構造，相対的独自性，反作用，正義

序

社会科学の諸分野において周知のものである経済的社会構成体論に今改めて関心を寄せることには、以下に述べる二つの理由から、意義があると筆者は考える。

その一つめは、抽象的に反作用として説かれる現象を、具体的な対象を念頭に展開した研究は、少なくとも憲法学の分野では思いのほか少ないことである。そして社会権を社会政策に限定して具体化した展開は、社会権の認識論上の本質解明に何がしかを提供しうるものではないかと思う。

その二つめは、本稿における考察の直接の対象ではないが、筆者にとってのより現代的かつ直接的な問題関心であるところのいわゆる新自由主義やグローバリゼーションといった、全世界的に進行する新しい状況について、それをあるがままに認識しようとするに際して、この分析の視角から何がしかの方法論上の示唆を引き出しうるのではないかと思われることである。そこにおいて、先行諸研究の現代的な意義付けを行うとともに、本稿独自の付加をなしたいと企図している。

本稿の構成を論文の問いと答えの形で表現するならば、以下のようになる。問いは「法の上部構造である社会政策的立法は、土台にいかん反作用するか」、そしてその答えは「法の上部構造である社会政策的立法は土台に対して、～のように反作用する」である。そのためにも、いわゆる社会政策の二重性論の欺瞞的性格を認識する憲法学的な理論的前提として、人権概念の一般性・抽象性をあらためて確認する。

本稿は法学の論文であるから、土台あるいは下部構造（経済的諸関係）そのものについては、特に反作用論、交互作用論について触れる際に、必要な最小限度でしか扱わない¹。また同様の理由から、上部構造は法の上部構造に限定する。しかしながら、第二章においては、必要な限りにおいて意識、イデオロギーの問題も扱う。

本稿の位置づけは、究極的には、「国家および法とは何であるか」という、筆者にとってのより大きな問いの答えの探求の一過程である。それは科学的な方法論を意識した社会権の認識論的研究²を基礎にした、より「よい」憲法解釈のあり方の模索でもある。

第一章 経済的社会構成体論（土台—上部構造論）

第一節 歴史認識としての人権論³

第一項 人権概念の階級的本質⁴

近代立憲主義における「人類普遍の原理⁵」について、浦部教授は以下のようにいう。「近代立憲主義の諸原理を必要とした人たちとは」、(略)「市民革命を遂行したブルジョアジーであり、当時のブルジョアジーは、「商品経済による自律的な経済秩序（資本主義）の確立を迫り、経済の

¹「憲法学の対象はイデオロギー的な諸現象」であるから、「経済学で対象とする商品交換とか、商品生産の諸関係などを直接対象にするわけではなく、(憲法学の対象は：筆者)上部構造の特定の諸現象である。座談会「憲法学の方法」の課題における影山日出弥発言 長谷川正安編『文献選集 日本国憲法16憲法学説史』（三省堂、1978年）70頁。

²「弁証法的唯物論哲学と結合した憲法学は、対象を認識するための範疇組織及び実験性と対応性を有する範疇組織をもつことができ、また、単独性を確保することができる。従って、その憲法学は、科学性を確保することができると考えられる。」金子勝「憲法学の方法論 1—マルクス主義の方法論—」杉原泰雄編講座 憲法学の基礎第3巻『憲法学の方法』（勁草書房、1984年）150頁。

領域への権力的介入をいっさい排除しようとした」のであり、「資本制的生産関係の一定の発展＝封建的生産関係の漸次的崩壊という封建制の危機に際して、封建的支配秩序の維持・再編という役割を担って登場した絶対王制の権力による強権的介入は、彼らの発展を妨げる障害物として否定されなければならなかった。ブルジョアジーにとって、国家権力というものは、絶対主義的な権力を否定するという意味でも、(略)自律的商品経済にとっては本来不用のものであるという意味でも、制限的なものでなければならなかった」。近代市民革命（ブルジョア革命）によってブルジョアジーが「権力を掌握した段階で登場した近代憲法」が、「個人の権利の保障と国家権力の制限を基本的な目的とした」のは、そういう理由によるものであった。要するに、「近代憲法は、こうしたブルジョアジーの利害を守るために統治組織を確立したのである」。

ここに、近代立憲主義に内包されまたその発生に起源をもち、その後の経済社会の発展にともないより具体的に露呈される矛盾⁶の根源でもあるところの人権概念の歴史性および階級性⁷が明確に説かれているわけだが、さらに浦部教授は続けて以下のようにいう。「しかし、本音がそうだとしても、それを実現するためには、社会的に『正当』と認めさせる正当化イデオロギーが必要」となるのであり、史実としては近代市民革命（ブルジョア革命）は、「広範な反封建勢力の結集なしにブルジョアジーだけでそれを遂行しえたものではなく、ブルジョアジーが自分たちの要求を貫くためには、それが皆に共通の普遍的な要求であるという装いをほどきなければならなかったのである」。そうであるからこそ、近代憲法（ブルジョア憲法）は、「ブルジョアジーの権利ではなく『基

³ 本稿においては市民法原理の抽象性・一般性から導出される事実上の諸矛盾（例えば、「市民革命の自由・平等・友愛理念と資本主義形成の歴史的現実との矛盾、産業革命による資本主義の発展のもたらす社会的諸矛盾」藤田勇『自由・平等と社会主義—1840年代ヨーロッパ～1917年ロシア革命』（青木書店、1999年）133頁。）の根源を明確に認識したいという問題関心から、どちらかという人権概念の階級の本質の理解に力点をおき、人権概念の普遍的な外形の意義に関しては相対的に従属的な扱いにとどめることとする。そうすることにより論述がやや一面的になることは、論理展開の一貫性を優先しようとすることによる半ば意図的なものであり、それは後者を軽視しているというわけではないということをここで確認しておく。また、ここで「歴史認識としての人権論」とは、いわゆる法の解釈論上の人権論との区別を意図している。

⁴ 自由の階級の本質につき、「マルクスにおいては自由の問題は、(中略)つねに具体的、歴史的に把握されるべきものであった。誰がどのような社会的・階級的立場でどのような自由を主張するのかが問題であった。」藤田・前掲107頁。

⁵ 浦部法穂『全訂 憲法学教室』（日本評論社、2002年）14頁。

⁶ この矛盾に関し、より具体的には、「近代市民法の抽象性と形式性は、労働者と使用者、消費者と事業者、借家人と家主などの関係について、具体的社会関係における交渉力の格差を無視し、また、互換的な地位にあるものと想定している。」(広渡清吾「資本主義法の現在」『法律時報増刊改憲 改革と法』（日本評論社、2008年）6頁。)

「法的人格は、人間の諸属性を抽象し、形式化し、その限りで普遍性(ママ:普遍的?)な存在であり、そのことの故にもつ仮象性(fiction性)が、近代市民法成立以来、法の世界を変動させる要因となる。」(同7頁。)

⁷ 人権の階級の本質につき、「権力からの自由を中核とする近代的人権は、『ブルジョア的人権』だといわれるが、ブルジョア的人権のまさにブルジョア的な性格は、『財産権』を『権力からの自由』として構成した点にある。」(高橋和之「ユーロコミュニズムと自由の問題—フランス共産党を中心として—」憲法理論研究会編『精神的自由権』（有斐閣、1982年）57頁。)

本的人権』を保障し、ブルジョア主権ではなく『国民主権』を掲げたのであった。要するに、革命の担い手の主要部分ではあってもあくまでその一要素にすぎないブルジョアがその階級的な特殊利益の獲得・擁護・維持のために「超階級的な普遍的価値の実現を標榜することになった」のであった。これを浦部教授は近代立憲主義のたてまへの部分と称する⁸。

第二項 人権概念の普遍的外形の意義

次に、前項における歴史的事実の把握としての人権概念の階級の本質の認識を基礎に、その発展的な展望の可能性を意識しつつ人権概念の普遍的外形の積極的な意義付けを行う。

藤田教授は以下のように言う。マルクスとエンゲルスは、「ブルジョア社会における自由や権利の歴史的被制約性に鋭い批判的分析を加え、それに対する幻想を排した⁹」のであるが、同時に、労働者階級の経済的解放のためには労働者階級による政治権力の獲得が不可欠であるとの立場に立ち、またそれにいたる過程、ブルジョア支配のもとで現実の階級闘争において経済闘争と政治闘争とを結合し、政治的自由を闘いとしてゆくことの重要性を説いてやまなかった。¹⁰。ここでの趣旨は、人権概念がその発生において背負う抜き去りがたい階級的な本質を内在させているものであったとしても、労働者階級の解放という実践的な過程においては、総体としての人権概念が有するその限界を認識した上で、憲法等に表現される個々の自由すなわち「人権」の実質化を図ることが重要であるということであろう。そして同様に、戦後の人権論の研究の展開において一つの画期をなすといわれる高柳論文は以下のようにいう。「人民による政治的自由、言論・出版の自由、集会・結社の自由、人身の自由等々の獲得は、それ自体ただちに完全な解放を実現するものではないが、それらの自由の獲得なくしては、およそあらゆる解放が不可能である。」¹¹。ここでは、必ずしも史的唯物論的な認識の方法に依拠して研究を展開しているわけではないように思われる高柳教授にあっ

⁸ 浦部・前掲15頁。また、このいわゆる人権概念の階級の本質は、「昨今の規制緩和に対する人権論的批判の弱さ、公務の縮小・民間化に対する憲法学者の無関心ともいえる状況に象徴されるような、新自由主義的改革への憲法学からの理論的批判の立ち遅れ」（晴山一穂「新自由主義的国家再編と民主主義法学の課題」法の科学35号（日本評論社、2004年）16頁。）といった、現代的な論点とも密接な連関を有しているように思われるのであるが、その検討は将来の課題とする。

⁹ 本稿脚注3参照。

¹⁰ 藤田・前掲108頁。なお、ここにおける「経済闘争と政治闘争の結合」と、本稿第二章における社会政策の検討のための基礎理論である最小限綱領と最大限綱領との連結に関する理論との関連性をここで示唆しておく。マルクスによると、「共産主義者は、直接当面の目的と利益を達成するために闘うが、しかし、現在の運動の中であって、同時に運動の未来を代表する。」（『マルクス・エンゲルス全集（以下、『全集』とする）』（大月書店、1974年）4巻506頁。）また、「そもそも、一般的に言って、労働者の政治的自由・権利の獲得という課題はプロレタリア革命にとって固有の課題ではなく、プロレタリア革命の課題はそれらの実現（完成されたブルジョア民主主義形態）を自明の前提として追求されるべき歴史的次元の異なるものだ。」（藤田・前掲126頁。）

¹¹ 高柳信一「近代国家における基本的人権」（『基本的人権の研究1総論』編集発行・東京大学社会科学研究所製作・東京大学出版会、1968年発行）118頁。

て、人権概念に内在した歴史的にも拘束される限界の認識を基礎に、労働者階級の解放すなわち資本制的階級矛盾の解消のプロセスを推し進めるにあたり個々の「人権」の実質化の重要性が説かれていることに注目したい。高柳論文は続けて、以下のようにいう。「ブルジョア的自由＝基本的人権は、その成立に当たっても、その展開に当たっても、自己の否定者—プロレタリアート—の形成を不可欠の要件とするという宿命をになうものであった。すると、かれらによってうちたてられたブルジョア民主主義の体制においては、基本的人権は、かつて無邪気に信じこまれ公言されたように、普遍のおよび絶対的には到底保障されがたいものとなる。思想の自由も言論・出版の自由も集会・結社の自由も、額面どおり超階級的には保障されず、プロレタリアートの階級的利害の主張と実現にはきわめて不利に適用されることになる。」¹²、「基本的人権の理念を掲げて闘われた市民革命後において、自由も平等もすべての人々のすべての生活関係において当然に実現されたのではなかった。その実現の仕方には、ブルジョアの利害が色濃くしみついてた。(中略)資本制秩序の存立にとって危機的な重大事態においては、人民の基本権は無視されて憚ることがなかった」¹³。「基本的人権は、市民革命により、その実現の手段をふくまない形式性においては保障されるものとなった。しかし、人間の解放を商品所有者の自由平等という限度において必要とした資本制社会の論理は、それをこえる全人民の人格の全面的解放を当然に求め、その実現を積極的に推し進めるものではなかった。その達成は、まさに権力から疎外された広汎な民衆の『不断の努力』に託されているのであって、すべての人が、市民的自由を、その主唱者たるブルジョアジーが説いたように、真に普遍的に保障されるものとして要求し獲得することは、それがそのまま人格の全面的解放になるのではないが、そのためにきわめて重要なこととなる」¹⁴。ここではむしろ本稿前項において扱ったような人権概念の階級の本質の認識が繰り返し説かれているわけだが、先に引いたところにおける、個々の自由あるいは人権が労働者階級の全面的な解放のために欠くべからざるものであるという観点と併せて理解することで、人権概念の内在的限界を実践的に乗り越え「人権」を文字通りのものとして実現するための過程を重視することで、人権概念の普遍的外形を積極的な意義のあるものとして再構成しようとする実践的な価値観の表明として理解されるべきものであると考える。藤田・高柳両教授にあっては、人権概念の階級の本質の認識および人権の普遍的外形の意義付けにあたり、それらと労働者階級の「全人格的解放」が分かちがたいものとして関連付けられていることに注目しておきたい。また、高柳教授は、「不断の努力」が「全人格の全面的解放」の過程において重要であることを説く。ここでは、日本国憲法にも表現されているこの抽象的な「不断の努力」という文言が、階級概念と階級矛盾の解消の過程という基礎のもとに、ひとつの具体化をみることができるという意味において理解されうるように思われる。

ここに、「人権の正しい論理と歴史との統一的把握」¹⁵ および、それ自体純粹に実存するところの

¹² 同119頁。

¹³ 同120頁。

¹⁴ 同121頁。

法ではなく土台に規定されかつ反作用を及ぼす法的上部構造の、歴史的な認識の方法の基礎が据えられた。

第二節 土台—上部構造論

第一項 土台から上部構造への規定性

第一款 「土台—上部構造論の定式」と法的上部構造

平野教授は「政治的上部構造としての国家・政府・生産関係の権力的総括としての国家と法的上部構造としての法律」は、「社会の経済的基礎から発生し、それによって決定され、また反作用する」とする¹⁶。ここでは上部構造から土台への規定性とその反作用の本質が、濃縮された表現で端的にかつ過不足なく定義的に述べられているとあってよいだろう。同様に同教授は国家および法は、それ自身からだけで理解されるものではなく、「国家・法」が「それ自身の歴史」をもつのではなく、「国家・法」の「土台は、社会の経済的構造である¹⁷」とする。ここではそれ独自の歴史性の有無という観点で、上部構造の土台からの被制約性が説かれている。そして、反作用の観点を合わせて捉えることで、上部構造はそれなりの独自性を獲得するのであるが、それはあくまで相対的な独自性であることの認識の基礎となる。後世の「マルクス主義」において二元論的・教条主義的に矮小化された認識についてその克服の試みとして「相対的自律性」(アルチュセール)、「相互交差関係」(ゴドリエ)といった表現で改めて強調された概念の基礎がここにおける認識の中心であるといつてよいだろう¹⁸。

そして、マルクス自身は以下のような極めて簡明な問題提起も行っている。「経済関係が法の諸概念によって規制されるのか、それとも反対に、法関係が経済関係から派生するのではないのか?¹⁹」

経済的社会構成体の観点を基礎とした認識では、社会の経済構造が土台となり、その土台に照応し、その土台を強め確保するために、国家や法律制度が組み立てられていると考える。ここで土台とは人類史の与えられた発展段階における社会の経済構造・経済組織・経済制度のことをいう。そして上部構造とは、経済構造に照応する社会の政治的・法律的その他の制度・政権機関と社会的意識形態、すなわち法制度と法律的意識形態のことをいう²⁰。

そして、この認識の方法論によって憲法現象を考えるならば、それは、一定の上部構造〔イデオロギー的〕現象である。とくにそれを現代的な問題としてとらえるならば、国家独占資本主義の段

¹⁵ 柴田高好「国家論体系の方法—一端緒としての人権論—」国家論研究創刊号（論創社、1972年）3頁。

¹⁶ 平野編・前掲序文Ⅲ頁。

¹⁷ 同3頁。

¹⁸ アルチュセール、バリバール（権寧、神戸仁彦訳）『資本論を読む』（合同出版、1974年）、ゴドリエ（山内昶訳）『観念と物質』（法政大学出版会、1986年）等。

¹⁹ マルクス「ゴータ綱領批判」『全集』19巻18頁。

²⁰ 平野編・前掲103頁。

階の憲法現象は、上部構造のもつ一般的性格に規定されつつ、上部構造内においては特定の位置を占め、特定の構造と機能をもち、矛盾・対立を含みつつ客観的に運動している現象である。したがって、そこでは、一方において国家独占資本主義という変化した経済的土台によって上部構造の構成要素の一つである憲法現象がどう規定されるかという反映のプロセスおよび、他方においてその憲法現象がこの土台及びその他の社会諸関係をどう規定するかという反作用のプロセスという、相互に規定されている関係が問題となるのである²¹。

第二款 「土台—上部構造論の定式」の抽象性

いわゆる土台—上部構造論の定式あるいは史的唯物論の公式とよばれる引用部分により明らかにされているのは、端的にいうならば全体としての社会現象の中に、土台としてとらえられるものと、それによって規定されるものがあるということである²²。

しかし、これが『経済学批判』すなわち主に経済現象および経済学に焦点を絞った著作であることによるものでもあるのであろうが、一定の社会の生産関係の総体、すなわち、経済構造である土台が、社会の決定的部分をしめていることを指摘している点は明確であるが、この土台の上に、どのような社会現象が、どのような構造をもって存在しているかについては、必ずしも明確に述べられているとはいえない²³。換言すれば、上部構造特に本稿の問題関心に即してしていえば法的上部構造がどのような形態をとって現象しかつどのように土台に反作用を及ぼすのかが少なくともこの「定式」に明示されてはいないのである。つまり、あくまで叙述は抽象的であり²⁴、その後の研究による具体的な展開を要求する類のものであるようにも思われるのである。

そこで、本稿では、主に第一章ではその記述性、抽象性（それは主にエンゲルスによる反作用論、相互作用論についての叙述についてもいえる）はそのままに、その後の学説の展開を検討し、続けて主に第二章ではその記述性、抽象性を具体的に発展させ乗り越える試みの一つとして、法的上部構造の土台への反作用の現象形態のひとつの例としての社会政策的立法を検討する。

本稿における検討対象である法的上部構造は法現象の総体であり、特に第一章では憲法と他の法律をとくに区別しないで扱う。そして、第二章では法的上部構造の現象形態の一つとしての社会政策立法を扱うのでそれは憲法学の視点からは当然に社会権とくに生存権や労働基本権等の領域となるが、そこでの社会政策立法には借地借家法など、憲法の規定からは少なくとも外観上は若干距離をもつように思われる法律も含めて考えることから、論文全体においては憲法の領域を中心的な

²¹ 影山『現代憲法学の理論』（日本評論社、1967年）3頁。

²² 長谷川・前掲23頁。また、「マルクスの定式化した唯物史観に賛成するにせよ、反対するにせよ、あるいは、この『公式』の精密さを賞賛するにせよ、その不十分さを指摘するにせよ、いずれにしても、社会現象の全体的な構造について一定の見通しをあたえているこの『公式』は、注目すべき内容をもっている」。

²³ 同。

²⁴ これをアルチュセールは記述的（descriptif）という語で表現している。アルチュセール（西川長夫訳）『国家とイデオロギー』（福村出版、1975年）28頁他。

検討課題としつつも必ずしもそれに拘束されない視点を保持する。

そして、本稿における憲法の扱いは、以下のような認識を前提とする。すなわち、史的唯物論によれば、まず、社会の土台＝生産関係の総体が、把握されなければならない。そして次に、この上部構造のうちでも、法を法たらしめる決定的モメントをなす国家の本質がとりあげられる。この土台と国家の本質によって規定される諸々の法意識・法制度のうち、憲法といわれるものは、国家権力の本質・国家機構の基本、および市民生活一般における国家と市民の基本的関係などをその規律の対象とする。したがって、憲法典としてすでにできあがっている条文を手掛かりとして憲法が研究されるためには、その条文の基盤となっている社会的事実が、相当各方面にわたって検討されなければならない。条文のどんな小さな相違も、直接・間接、事実の相違・変遷によって裏づけされていないものはないからである²⁵。

第二項 土台—上部構造論への批判

第一款 土台—上部構造論の方法論的意義

このような、土台から上部構造への規定性という命題は、「それを最も単純な形に還元することによって²⁶」、批判されることがある。それは土台・上部構造という言葉が、建物の空間的比喩²⁷によるものであることから生じてきているのであろうことは、想像に難くない。この比喩が、静態的、図式的、二分法的な社会・歴史把握に結び付きうるという批判は、その用語法の特徴にも、そうした傾向を生み出す可能性を認めうるという意味では、無視できるものではない。しかし、長谷川教授によると「マルクス主義自身は、その命題をそう単純には考えていない²⁸」のであり、藤田教授によると「この対概念を消去したほうがよいという結論を導き出すのは早計であり²⁹、この概念のもつ「独自の方法的意義³⁰」を軽視することは誤りである。また、平野教授はより理論的に、そのような土台が上部構造を規定するだけとするような理解を「原因と結果を固定し相互に対立した極とす」る「非弁証法的な」認識であるとし、上部構造と経済的基礎との間の交互作用（法律の反作用）、上部構造間の交互作用、経済運動と政治権力との二つの不等力の交互作用がマルクス・エンゲルスによって十分に強調されていたとしている³¹。

第二款 法学的認識論と「正義」の観念

そこで次に、こうした「単純」な理解による「誤り」の例の一つとして長谷川教授が挙げる、橋

²⁵ 長谷川・前掲。

²⁶ 同228頁。

²⁷ アルチュセール・前掲74頁。

²⁸ 長谷川・前掲。

²⁹ 天野和夫他編『マルクス主義法学講座③法の一般理論』（日本評論社、1979年）14頁。

³⁰ 藤田『法と経済の一般理論』（日本評論社、1974年）37頁。

³¹ 平野編・前掲103頁。

本公巨教授の論考におけるマルクス主義的な法学の研究に対する「批判」を検討する。その際の筆者の視点としては、橋本教授からの「批判」を、同教授の有する国家観、法の体系的な把握の仕方 に即して分析するという点にポイントをおく。

結論を先に述べると、橋本教授の展開する国家論、法の体系的把握およびマルクス主義的方法論への批判は、観念論的な抽象性を含むという大きな課題を有するにせよ、むしろその総体的な国家観および法の認識は、長谷川教授や藤田教授と意図せずして重要な部分において一致する点を有するようにも思われるのである。むしろ橋本教授による「批判」は、その立脚する立場の相違によるものにすぎないようにも思われるのである。立場を異にする論者の意見が一致する時、そこにイデオロギーの違いを越えたながしかの普遍的真理に近い命題を看取することができる場合もあるのではないだろうか。このような問題関心をもって、以下に橋本論文の分析を行う。

まず、長谷川教授の引用に倣い、重要な箇所を橋本論文から抜き出して検討を加える。

「法が経済的秩序の上部構造にすぎず、現在の経済的構造のもとではブルジョアジーの利益を保護するのみであるとするのは、一面的観察であるといわねばならない。法が経済的構造から制約されることはたしかであるが、経済的構造もまた法の理念をはじめ、その他の諸要因から影響を受け、互いに複雑な相互作用を及ぼしあっているのではないか。また法は、生産手段を有する階級の利益のためにのみあるのではなく、生産手段をもたない人たちを保護する作用も果している（傍点は著者による）³²」。

これに対する長谷川教授の批判は以下の二つである。① マルクス主義は上部構造の土台への反作用を否定しないのであり、橋本教授の批判はそれの無知から来ているものである。② 橋本教授にあっては、国家と法の本質とその現象形態の区別の問題が明らかにされていない。国家と法がブルジョアジーの階級支配の武器であるということと、個々の国家作用、立法に、プロレタリアートの一定の利益になるものがあるということは、必ずしも矛盾していない³³。

この、橋本教授の批判およびそれへの長谷川教授の反論を検討し、私見を加える。

まず、①について。長谷川教授は橋本教授からの批判における「すぎず」、「のみ」といった表現に注意を喚起しつつ、橋本教授の反作用論・交互作用論に関する「無知」を批判する。その点は正当な批判であるように思う。しかし、筆者は、その点はそれこそ単なる知・不知の問題でしかなく、むしろ、長谷川教授によると反作用論・交互作用論に対する認識があまり深くはない橋本教授がその「不知」にもかかわらず、「経済的構造もまた法の理念をはじめ、その他の諸要因から影響を受け、互いに複雑な相互作用を及ぼしあっている」として（図らずも？）反作用論・交互作用論の本質を適確に述べているように思われることに着目したい。その点を積極的に評価することで世界観的・社会思想的立脚点を異にする論者による結論の共通性をすくいあげることになりそれが土台—上部構造論および反作用・交互作用論が有するある種の普遍性の論証の一つともなりうるのではな

³² 橋本公巨、和田英夫編『岩波講座現代法』第2巻橋本「現代法と国家」（岩波書店、1965年）10頁。

³³ 長谷川・前掲235頁。

いだろうか。その道の専門家は、その拠って立つ立場、その有する世界観の違いを超えてある種の共通した認識に到達することがある³⁴ ということのひとつの例であるとはいえないだろうか。

次に、②について。橋本教授は「法は、生産手段を有する階級の利益のためにのみあるのではなく、生産手段をもたない人たちを保護する作用も果している」としている。それに対して長谷川教授は「国家と法の本質とその現象形態」の区別の問題が明らかにされていないとし、「国家と法がブルジョアジーの階級支配の武器であるということ、個々の国家作用、立法に、プロレタリアートの一定の利益³⁵になるものがあること」とは必ずしも矛盾しないと説く。その批判の正当性は疑う余地がないように思われるのであるが、同時に筆者はここでも橋本論文に対する積極的評価の可能性を考えてみたいと思う。つまり、橋本教授は「生産手段を有する階級」「生産手段をもたない人たち」との表現により、現代資本主義国家が異なる階級に属する人びとを要素として構成される階級社会であることを自明の前提としていることがうかがわれるのである。このことは過小評価されるべきではないと思われる。

「国家権力と直接結びついている憲法を研究対象とする³⁶」憲法学の「基本的な課題は、その国の憲法秩序、それに示されている国家権力の特質、国政の実体を解明し、それらを生じさせている社会の階級構造を明らかにし、より高次の社会的歴史的発展を妨げている諸要因は何かを、憲法現象に即して判断することである」³⁷。

そして、ここでも筆者は、橋本説および長谷川説から本稿における中心的なテーマに関連して、重要な示唆を受ける。それは橋本説における「生産手段をもたない人たちを保護する作用」という部分の「保護」という表現においてである。この「保護」とは実質的にはいかなる意味を有するのか。そして、長谷川教授は「個々の国家作用、立法に（は）、プロレタリアートの一定の利益になるものがある」とする。この「利益」とはいかなる意味を有するのか。この橋本説における「保護」および長谷川教授による批判における「利益」の意味を長谷川教授の挙げる具体例における上部構造から土台への反作用の現象形態の一つであるところの「社会政策的法律³⁸」を中心に考察するのが本稿の第二章の中心的な課題である。

次に、長谷川教授による批判的読解から離れて、橋本論文をその全体を俯瞰する視点から、改めて検討する。その理由は、史的唯物論による法の把握の方法論に対して批判的なニュアンスを有するように思われる橋本論文ではあるが、この論文はその拠って立つ立場を問わず大きな示唆を引き出しうる内容をもつと同時に、それを部分的にはあれ批判的に検討することで史的唯物論の、より限定的には土台—上部構造論および反作用・交互作用論の方法論を、より具体的に、明確に認識

³⁴ そのような場合、一般的に、「仮説」の信憑性は高まると考えてよいだろう。

³⁵ この「一定の利益」なるものが本稿第二章における社会政策（学）の検討と関連を有することをここで示唆しておく。

³⁶ 長谷川・前掲11頁。

³⁷ 鈴木・前掲96頁。

³⁸ 長谷川・前掲235頁。

する契機を与えてくれるもののように思われる³⁹ ことである。以下に、このような問題意識をもって橋本論文全体を再検討する。

まず、この論文では、すでに述べたように、国家の階級性が隠されることなく議論の前提となっていることが注目される。それは、「現実の社会に存在するもろもろの利益の対立と、これを代表する実力と実力との争いの中で、権力は法をつくる」⁴⁰、権力とは「法的基礎にもとづいて国民を支配し服従を要求する力である」⁴¹、「問題は、だれが現実に国家権力を担当しているか、そして、だれの利益のために行動しているか、ということである」⁴²、「国家権力を担当する者がだれであるかによって、法の内容はちがってくる。その者たちが目ざす利益の実現に役立つように、法はつくられ、法は解釈され」⁴³、「国家権力の背後では、たえず、利益の対立に由来する争いが繰り返される」⁴⁴、「現在の法秩序と国家権力は、これまでの社会の力関係の上で成立している」⁴⁵、等々の表現に端的に表れている。これらの叙述は、国家は原則として階級支配の道具であり法は支配階級の意思の集中的な表現であるとする史的唯物論の認識と見まごうばかりである。少なくともこれらの叙述においては、橋本教授が既存のさまざまな観念論的・形而上学的、あるいは神学的な法思想・法哲学とは一線を画する認識上の態度を有していることがわかるといってもよいだろう。特に、「およそ、一国の内部には、さまざまな力が対立している。すなわち、さまざまな利益が複雑にからみあい、それらの利益を代表する力が、互いに争っている。資本家の利益、地主の利益、労働者の利益、農民の利益、都市住民の利益など、無数の利益の対立があり、多くの力が抗争した結果、誰かが権力をにぎることとなる」とする叙述などは、数々の非科学的（観念論的・形而上学的）な法思想・法哲学への厳しい批判としても理解することのできるものであるように思われる。

しかし、その後の叙述に、本稿の問題意識からは見落とせない橋本論文の特徴の一つが表れているように思われる。すなわち、橋本教授は、上述のような要素を「力の面からの考察⁴³」とし、それのみからの観察を「『単純な実力説』の見解に墮する」ものとして戒め、法が「国民の規範意識」に「究極の根拠をもつ」ことの認識すなわち「理念の面」からも理解することの重要性を説く。それが「法を形成する諸要因の相互作用」であるとする。この部分は特に重要だと思われるので若干長くなるがそのまま抜き出して検討を加える。いわく、「現実の経済的・社会的諸条件のもとで、それぞれの利益を代表する力が争い、優越した力が法をつくる。その力は、経済的・社会的諸条件から拘束をうけるとともに、また、反対にそれらの諸条件に対しても反作用を及ぼしている。他方において、いかなる力も、法の理念を無視することはできず、これによって拘束をうける。法の理念は、究極的には国民の規範意識によって支持されているから、もし力がこれを踏みじれば、力

³⁹ いわゆる形而上学的否定を戒め弁証法的否定を意識することが学問の発展にも有用であると考ええる。

⁴⁰ 橋本・前掲3頁。

⁴¹ 同6頁。

⁴² 同7頁。

⁴³ 同7頁。

はもはや法的な力たることを主張しえず、不法の暴力に転落することとなる。さらにまた厄介なことには、法の理念は抽象的には正義であるが、その時々の特定期間における具体的なあらわれ方になると、現実の経済的・社会的諸条件のもとで変化することを免れない。それでは、それらの諸条件が究極のものかといえば、抽象的な正義の観念や、法や、現実の力が、それらに作用をおよぼしている。だから、法を考察する場合に一面のみに注目するのは、真理の反面のみをとらえるにとどまるのであって、法を形成する諸要因の相互作用を理解する必要がある⁴⁴」というのである。ここで狙上に上げたいのは「法の理念」なるものである。上の叙述では、「究極的には国民の規範意識によって支持されている法の理念は抽象的には正義」であるということになる。橋本教授によると階級闘争（橋本教授はこの語自体は用いていないが）による要因とともに必要欠くべからざる法の形成要素であるとされるこの「正義」であるが、これがいかようなものであるかの説明はこの論文には述べられていないのである。法の重要な形成要素の一つとして「正義」を挙げることにについて、筆者は疑問を感じるのである。それは、「正義」のような一般的・抽象的でありかつそうであるがゆえに論理的な検証の難しい概念は、哲学あるいは法の問題に即していえば法哲学等の研究分野においては十分に検討の余地があろうが⁴⁵、歴史的かつ科学的な観点から法を認識する方法論においては、ある種の手がかりとしての意味をもちうる可能性は留保するにしても、基本的には慎重に取り扱われるべきものの範疇に類するもののように思われるからである⁴⁶。同様の問題につき、福島正夫教授は、以下のように述べている。「大学の法学通論で、法一般につき、《法の目的は正義を実現するにある。正義とは、アリストテレスの定義にしたがえば…》といった説明がなされている。これは、社会主義法学には全く通用しない。むしろ根本的にこういう考え方を排撃している。もしブルジョア法学で、そうした正義なり公平なりの実質をほり下げ、具体的にそれがどのように社会現象としてあらわれるかを論証できれば十分説得力をもつであろうが、それはなされず、できもせず、抽象的な法の意義付けと法の美化に終るのが常である。⁴⁷」この福島教授の指摘・批判が、橋本教授の「法の理念」すなわち「正義」の取り扱いにそのまま当てはまるのではないだろうか。続けて福島教授は以下のようにいう。「社会主義法学は全くこれとちがった見地にたつ。一言でいえば、法をもって階級社会の産物とし、したがって法は必然的に階級性をおびるものとする。ブルジョア法学がこの立場を拒否し、法を超階級的な、ある普遍的価値に立脚する規範とする⁴⁸かぎり、出発点で完全に対立する。要するに、法をそれ自体独立の存在とせず、ある特定の階級の支配する道具とみる。それゆえ、法がそれに内在する理念によって成立しかつ高い意義をもつとする法至上主義的な見解にも、断固として反対するものである。」⁴⁹

⁴⁴ 同7～8頁。

⁴⁵ 例えば、ジョン・ロールズ（矢島鈞次訳）『正義論』（紀伊国屋書店、1979年）等。また、ロールズやドゥワッキー等々のいわゆる道徳哲学の「正義や権利の道徳的基礎づけ」の試みの、日本の憲法学における影響・意義・問題点について述べたものとして、浦田一郎『立憲主義と市民』（信山社、2005年）325頁。

⁴⁶ 「従来のすべての法学（法社会学をふくめて）の欠点と誤りは、国家と法の階級性を抹消し、法が永遠の正義を理念とする超階級的特質のものだと考えてきたことである。」（平野編・前掲229頁。）

ここで、橋本・福島両教授の叙述を、本稿における問題関心から統一的に把握してみよう。

私見では、橋本教授の所論はやはり法の理念すなわち正義の観念の取り扱いに議論の余地があるように思われる。そこで福島教授の所論を参考に橋本教授の議論を発展させるための試みの一つとして、正義を漠たる抽象的なそれではなく、階級的な正義であると認識すればどうだろうか。すなわち、異なる階級へ帰属する集団により構成される階級社会において、一般的・抽象的な超階級的な正義を措定することは、少なくとも社会科学の立場からはできないのであり、そこにあるのは各々の階級に独自の「正義」⁵⁰であると考えるのである。そうすると、一般的・抽象的な観念であるがゆえに科学的な法の認識にとっては取り扱いが極めて難しい「正義」⁵¹も、法的な認識の対象となりうるのではないだろうか。本稿の問題関心の中心は法学的上部構造の土台への反作用の現象形態の認識にある。正義の観念が抽象的であることの原因を土台—上部構造により把捉するならば、土台からの距離が比較的遠いことすなわちイデオロギーとしての正義の観念が土台から相対的により強く独立していることにあるのではないだろうか。この問題には、イデオロギーの再生産の現象形態の認識として、第二章においてアルチュセールの所論を参考に検討を加える。

第二章における社会政策的立法の検討との関連でいえば、橋本論文における以下の叙述も重要であるように思われる。すなわち、「現代国家は、しばしば、階級的支配を緩和し、またこれを抑制する作用を営んでおり、この傾向はこれからますます増大するものと予想される⁵²」。また、「国家が階級を超越する作用を担当していることも認めなければなるまい。支配者と被支配者とを包含し

⁴⁷ 福島正夫『中国の法と政治』（日本評論社、1966年）1～2頁。また、自然法思想との関わりで正義を論じたものとして、「もともと『自然法』というものは、自由・平等・私有財産を保護することを『正義』の名で総括したブルジョア市民社会の法学的世界観の産物であった。市民社会の利己の人間は、ごく自然の人間としてあらわれ、人権も自然の権利、天賦権と考えられた。自由の本質は、私有の権利、その実際の適用は私有財産に対する権利であり、自由の名においてプロレタリアートを搾取することのできる自由である。平等の観念は、商品生産における一般人間労働の等価性から生まれ、ブルジョア社会では法の前平等がただ形式だけ宣言せられた。かくして、自由・平等・私有財産の権利が正義の表現であるということが、ごく自然の社会的秩序の法原則となり、あたかも永遠の正義であるかのように観念化され美化されるにいたった。それが自然法なのであった」（平野編・前掲226頁）。また、「所有権は、一の神聖で不可侵の権利である」（フランス人権宣言17条）。そして、「ブルジョワ思想は歴史の過程をまったく捨てきって、現在の社会の諸形態を永久の自然法則だと考える」（ルカーチ著（平井俊彦訳）『階級意識論 訳訂増補版』（未来社、1958年）10頁）。

⁴⁸ 例えば、「正義・公平というような永久性のある価値観に法の本質を置いて法の体系を考えるべき」（山本・前掲8頁）。

⁴⁹ ただし、木間正道教授は「法の階級性や政治の道具であることのみを強調す」ことを批判する。「日本における中国法研究—その歴史・現状・課題—」明治大学法科大学院論集第1号（2006年、170頁）。また関連して、「革命期に形成されてその後教条化される『法=プロレタリア独裁の道具』論では、（中略）権利形態の価値論的側面は十分明らかにされなかった。」（藤田・前掲注3・489頁）。

⁵⁰ それは物質的利害関係に究極的な基礎をおきつつその土台からの遠い距離ゆえに土台からのより強い相対性を獲得し、その結果外観上は完全な独立性を有するよう感じられる。

⁵¹ 「『正義』という抽象的観念は人によって意味するところが異なり得る」藤田広美『講義 民事訴訟』（東京大学出版会、2007年）234頁。

た国民全体が、共同の目的をもち、一つの統一体を構成している」等⁵³である。これらの、福祉国家論や社会的法治国家論などを一つの前提としているとも理解されうる叙述は、本稿第二章において検討する「社会政策本質論争（あるいは特に社会政策の二重性論）」および社会政策学の現代的展開と密接に関連するものである。また、付言するならば、史的唯物論による法の把握は、その対象とする体制を問わないことを本稿においては特に確認しておきたい。社会主義国家（が現存する、あるいはしたのか否かという問題はさておき）がその国家体制の基礎⁵⁴として有するのがマルクス主義思想であるから、史的唯物論の立場に立つ法学研究者がその専門的研究対象を「社会主義」国家の法とすることや、そうでなくてもそれに大きな関心を払うことが少なくないことはものの道理であるが、当然ながらすべての研究者がそうであるというわけではない。それは、史的唯物論の創始者の研究の中心がその主著の書名にあらわれているように資本制経済の発展法則の解明にあったことから理解されうるものであろう。その意味で、本稿においては特に、福島教授の上の叙述はそのような視角による研究の対象が社会主義法に限られないのだということの確認とともに理解されるべきであると思われる。

第三款 社会主義法研究の意義

社会主義法の体系は近代法（ブルジョア法）のそれとは異なる側面をもつ。それは国家機構の編成原理として人民主権論・民主集中制を採用しており、それは資本主義諸国の法体系にほとんど普遍的に共通する国民主権論・権力分立制へのアンチテーゼでありかつ理論上の発展的な否定である。法学部における法学教育が各実定法の解釈論を中心に行われており比較法の観点からも大陸法と英米法のみが対象とされることが多いことも関係してか、類型を異にする社会主義法に関してはその存在の認識自体が十分になされているとはいいがたい現状があるように思われる。近代法すなわち資本主義経済社会体制を基礎としその法的な表現をなす近代法体系を所与にして終局的な法体系として認識してしまうことは、近代法体系それ自体の理解にも消極的な影響を与えることはあれ積極的なそれを期待することは難しいだろう。それは法の神秘化、法フェティシズム⁵⁵といったあ

⁵² この「予想」は、2009年現在、日本国内に限ってもまた全世界的に観察しても、当たらなかったといわざるをえないだろう。そして、新自由主義が世界的に展開しそれが国家独占資本主義の修正原理である「福祉」の放棄としてまたその矛盾の激化として各国で現象する昨今、憲法論的には社会権が直面する新しい局面に対応しうる新しい理論の構築が必要とされているようにも思われるのであるが、それは将来的な課題となる。

⁵³ 橋本・前掲10頁。

⁵⁴ 「社会主義憲法は、その思想的先駆として、マルクス主義国家論をもっている」（長谷川・前掲95頁）。

⁵⁵ 『法学的世界観』（ブルジョアジーのイデオロギー）は、必然的に法フェティシズムに、すなわち現実の社会関係をそれらの法的形態に帰着させることに導く。」ヴェ・エム・チヒクヴァーゼ他編（中山研一・上田寛訳）『エンゲルス 国家と法』（成文堂、1981年）219～228頁。関連して、「資本主義法を法そのものと考ええる素朴な確信」浅井敦「日本における現代中国法研究」法律時報43巻12号（日本評論社、1971年）109頁。また、「ロシア革命後、マルキシズム法学原理に依拠する社会主義法が生成し、そこにはもう一つの法学的世界観が存在する」木間・前掲169頁。

る種の形而上学的・観念論的な法の認識へと導く結果を招来するかもしれない。近代法の法体系とは異なる「法学的世界観」の上に構築されている社会主義法を概観しておくことは、西欧およびそれ以外の諸国の法を研究する者にとっても重要な示唆を与えうるのではないと思われる。

社会主義（法）を認識の対象から捨象してしまうことの消極的な効果の表れの一つとして、日本国憲法第25条の生存権規定の歴史的淵源を例に挙げよう。社会権規定の沿革は大方の文献では1919年のワイマール憲法とされている。しかし、「ワイマール憲法ではなぜこのような新しい人権規定を置くことになったかということ詳しく論じたものはない⁵⁶」。それは資本主義経済社会システムの高度な発展の結果発生した社会的な矛盾への対応であると説かれる。しかし、「20世紀における法の社会化などと一般的に説明しても、なぜとくにワイマール憲法がそうなったかという直接の原因はわからない。その直接の原因は、同憲法の人権規定の草案をつくったFriedrich Nauman（社会民主党）によれば、1918年に成立したレーニン憲法を相手にしたためである」。Naumanは、ワイマールでの憲法制定会議で、1918年のレーニン憲法（ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国憲法）の冒頭第一部全4章をしめた「勤労被搾取人民の権利の宣言」および第二部の勤労者の人権規定を思いうかべつつ、以下のように述べた。「現代の最新の憲法であるボルシェヴィキ・ロシアの1918年7月5日の憲法は、われわれが目下制定しようとしている憲法の、いわば直接の競争相手である」⁵⁷。

第三節 上部構造から土台への反作用および交互作用

第一項 反作用論および交互作用論概論

ここではまず、土台と上部構造との関係について、平野教授による一般的な説明を参考に検討する。平野教授の説明は本稿において、上部構造一般から法的上部構造へと認識の対象を絞り込んでいく際に有効な媒介として橋渡しの役割を果たしうるものでもあるように思われる。すでに述べたように、本稿においては論文全体の中心的な問題関心による制約から、上部構造間の交互作用⁵⁸については最小限の検討に留めるのであるが、法的上部構造や政治的上部構造よりも土台との距離が遠いすなわち独立性においてより強い相対性を有するイデオロギー的上部構造については第二章において若干掘り下げて検討する。

上部構造である国家制度・法律組織は、その土台である社会の経済構造から打ち出されてくるものではあるが、そうだからといって、その上部構造は、単に土台である経済構造を機械的・反射的・一方的に反映するだけのものではない。またそれが、ただ、単に土台に対して受動的であったり、中立的であったり、超階級的であったりするものでもない。上部構造である国家や法律は、それを生み出した土台の運命、階級支配の性格、経済制度や経済組織の機能に無関心であるところ

⁵⁶ 長谷川・前掲93頁。

⁵⁷ 長谷川「近代憲法における社会的権利」思想（岩波書店、1957年）2月号156頁。

⁵⁸ 例えば、長谷川編・前掲228頁。

か、その土台に働きかけ、それを強め、経済の発展を促し、階級の支配を強固にするのである⁵⁹。つまり、上部構造が土台によって作られてゆくのは、土台に「奉仕」するためなのであり、土台が形成され、それが強くなるのを積極的に促すためであり、古い寿命の尽きた土台を、その古い上部構造もろとも根絶しようと積極的に戦うためなのである⁶⁰。

そして、上部構造である国家や法は、ひとたび生れ出ると、新しい巨大な積極的な規制力となり、自分の土台が形づくられ、発展し、固められるように積極的に働きかけ、新しい経済制度を助けて古い土台と古い階級をかたづけ根絶させるように、あらゆる国家政策、法律運営をとり進める⁶¹。

これを諸法律制度（法的上部構造）に即していえば、土台（経済的諸関係）が変化し、崩れてなくなると、これに続いて、その上部構造（法律制度たる法的上部構造）も変化して崩れてなくなる。そして新しい土台（経済的諸関係）が生れ出ると、これに続いて、それに照応する上部構造（法律制度たる法的上部構造）が作りあげられ、今度はその新しい上部構造たる法律制度が土台に働きかけまた互いに影響を及ぼし合う⁶²。

第二項 エンゲルスの反作用論および交互作用論

次に、「主として晩年のエンゲルスの手紙にみられ」る、「経済的土台への反作用について直接述べている命題⁶³」を引用し、土台—上部構造論への批判論への反論およびその後の研究の展開を検討する⁶⁴。エンゲルスは、その著作や手紙で、上部構造の相対的に自立（自律）的な意義、特に社会と歴史における上部構造の積極的役割を強調し、土台—上部構造論の弁証法的相互作用・交互作用という考え方を基礎づけた⁶⁵。

エンゲルスの手紙そのものの引用およびその検討に入る前に、エンゲルスによる法的上部構造の相対的独自性およびその積極的役割に関する考察についての本稿における問題関心を、藤田教授の概括⁶⁶を参照しつつ確認する。

エンゲルスは、いくつかの手紙において、当時すでに若い世代にみられていた唯物史観の方法論の「俗流化」あるいはその曲解の傾向を批判した。そこでは若い世代が必要以上に経済的な側面を重視する傾向があることについて、マルクスとエンゲルス自身にもその責任の一端があること、つ

⁵⁹ 平野編・前掲101～102頁。

⁶⁰ 同102頁。

⁶¹ 同。

⁶² 同105頁。

⁶³ 藤田勇『法と経済の一般理論』（日本評論社、1974年）145頁。

⁶⁴ 『序言』において示された唯物論的歴史把握に関する諸命題は、その後とりわけエンゲルスによって発展させられ、豊富化された」広渡「経済学批判・序言」天野他編130頁。

⁶⁵ 同。

⁶⁶ 「マルクス、エンゲルスの国家・法理論」同編『マルクス主義法学講座②マルクス主義法学の成立と発展〔外国〕』（日本評論社、1978年）64頁。

まり、彼らが当初は政治的、法的、その他のイデオロギー的諸観念や、またこれらの諸観念によって媒介される諸行為を、その基礎にある土台すなわち経済的諸事実から導き出すことを特に強く重視していたし、その際に内容面に気をとられて形式面をおろそかにした面があることについての反省的な述懐がある⁶⁷。

これらのエンゲルスの手紙には、国家・法の唯物論的把握にとって極めて重要な多くの命題が含まれている。それは、本稿の基礎理論の検討における問題関心の中心であるところの、法的上部構造の相対的独自性およびその経済的土台への反作用の問題に関するものである。手紙の中でエンゲルスは以下の点を強調している。すなわち、唯物史観を、歴史の発展において経済が唯一の規定的なものだとする立場のように理解するのは、不正確であり、曲解である。階級闘争の政治的諸形態やその結果たるところの諸制度、法的諸形態、現実の諸闘争の反映としての政治的・法律的・哲学的諸理論、宗教的見解・教義体系などの上部構造のさまざまな要素・要因もまた、歴史的な諸闘争の経過に反作用を及ぼすのであり、多くの場合にかなりの程度までその形態を規定するのであり、歴史は、それらのすべての要素・要因の交互作用として進行するのである⁶⁸。経済的諸関係が国家と法を規定するとしても、国家と法は経済的諸関係（土台）に反作用をおよぼすのであり、政治的、法律的、哲学的、宗教的、文学的、芸術的な諸現象つまりイデオロギー現象を含む上部構造の諸要素間の相互作用もあるのである。つまり、経済的諸関係それのみが原因で、それだけが能動的で、他の全てが受動的な結果に過ぎないのではないということである⁶⁹。

政治的・法律的上部構造が経済的土台によって規定されたものとして成立しながら、経済的土台に反作用をおよぼした両者の間に交互作用が生ずるのは、それら上部構造がひとたび成立すると、相対的に自立（自律）的な歴史の発展の動因となるからである。このように、エンゲルスは、経済的土台によって生み出され規定される政治的・法的上部構造の相対的独自性とその経済的土台

⁶⁷ 「エンゲルスからプロッホへ1890年9月21日」全集第37巻403頁、「エンゲルスからメーリングへ1893年7月14日」第39巻86頁など。

⁶⁸ 「エンゲルスからプロッホへ1890年9月21日」全集第37巻401～402頁。また、「憲法規範の内容が客観的世界のたんなる再生産でなく、立法者の意識的活動の産物として法的に形成されるものであるがゆえに、憲法規範は、同時に、自らを規定した客観的世界に、積極的に反作用を及ぼすことができるのである。物質と精神を同一視することができないのと同じように、客観的世界と、憲法制定過程でこれを媒介的に反映した結果として形成される憲法規範の内容とは、同一視することはできない。上部構造の相対的独立性とは、このような意味であり、この意味でのみ、憲法規範もまた土台からの相対的独立性をもつといえるのである。」影山『現代憲法学の理論』（日本評論社、1967年）108頁。

⁶⁹ 「エンゲルスからボルギウスへ1894年1月25日」全集第39巻185頁。また、「法は、宗教・思想と同じように、それ自身の固有の歴史をもちえない。法の歴史とは、物質的生産関係の発展法則に規定されて生じる法の変化・発展をいうものにほかならない。とはいえ、宗教・思想と同じように、法の変化・発展もまた、経済的運動法則によって直律的に規定されるものではなく、相対的に独自の因果的継承関係をふくむものであることは、いうまでもない。また、それが経済によってのみ規定されるのではなく、政治過程（階級闘争）を重要な規定要因としてもつことも、縷説を要しない。経済が究極的な規定要因であることを認めることと、経済のみに規定要因をみる経済主義とのあいだには、深いみぞが横たわっている。」藤田・前掲325頁。

への反作用を強調しつつも、歴史をそれら全ての要素・要因の等式的な交互作用に還元するのではなく、自己貫徹的な経済的運動法則を基礎において歴史を把握する唯物史観をより一層説得力のあるものとして構成した。つまり、エンゲルスによると、歴史のあらゆる要素・要因の間の交互作用は、究極的には常に自己を貫徹する経済的必然性という基礎の上のものであり、経済的諸条件が究極的には歴史的發展を条件づけるものであり、経済的諸関係が究極的には決定的な関係ということになる⁷⁰。すなわち、唯物史観は、現実生活の生産と再生産とが究極的には歴史における規定的な要素・要因であることを主張するのである⁷¹。土台と上部構造との関係は、動と反動という因果的なものではなく、第一動力を土台とおさえた上での相互作用である⁷²。

それでは以下に、エンゲルスの手紙からの引用に続き分析を加える。

「物質的存在様式が第一動因であるにしても、そのことは、観念的な分野が物質的存在様式に反作用を、ただし第二義的な作用をおよぼすのを排除しない⁷³」。

まずここで、反作用論について一般的・抽象的に問題提起がなされている。反作用のカテゴリーは、国家や法律制度が経済的土台に依存し、それに規定されながら、しかし生み出されたものとして独立化し自立（律）化を強めることによって逆に経済的土台に作用を及ぼすというプロセスを把握するカテゴリーである⁷⁴。

エンゲルスは、窮極における経済的土台の規定作用を前提にした国家権力や法律制度等の反作用・上部構造諸要素間の相互作用の承認に、原因と結果を相対立する両極と考える形而上学的思考からの唯物論的歴史把握に不可欠の弁証法的思考の分かれ目をみている⁷⁵。

ここでは特に、平野教授による分類のうち、「国家権力の経済的發展に対する反作用の三方向⁷⁶」に着目する。

「経済的發展に対する国家権力の反作用には、三通りのものがありうる。それが経済的發展と同じ方向をとって進む場合がありうる。そのときには進行が急速になる。それはまた経済的發展に逆行しても行われうる。その時には、今日ではどんな大国民にあってもそのような反作用は長い間には減びてしまう。あるいはまた、経済的發展に対して特定の方向を遮断し、他の方向を指定することもありうる、一この場合には、結局前の二つの場合のどちらかに帰着する。しかし、第二の場合と第三の場合には、政治的権力が経済的發展を大いに阻害して、力や材料の大量の浪費を生み出しかねないことは、明らかである⁷⁷」。

⁷⁰ 「エンゲルスからボルギウスへ1894年1月25日」全集39巻185頁。

⁷¹ 「エンゲルスからブロッホへ1890年9月21日」全集第37巻401頁。

⁷² 望月清司「唯物史観の公式—『経済学批判』—」杉原四郎、佐藤金三郎編『資本論物語』（有斐閣、1977年）130頁。

⁷³ エンゲルス「K. シュミットへの手紙」（1890年8月5日）エンゲルス（藤川覚訳）『フォイエルバッハ論』（大月書店、1965年）84頁。

⁷⁴ 天野他編『マルクス主義法学講座⑧マルクス主義古典研究』（日本評論社、1977年）130頁。

⁷⁵ 同131頁。

⁷⁶ 同66頁。

ここでは、経済的發展すなわち国家の土台の發展に対する上部構造の反作用が、三つの類型に分類することにより整理されている。ここでのエンゲルスの表現はやはり極めて抽象的である。そこで、次章では、この抽象的な表現を乗り越える試みとしてアルチュセールの再生産論を参考にしつつ、この三つの類型をさらに法的上部構造に限定し、さらにそのうちでもiiiの類型に焦点を当て、長谷川教授の所論を参考にこの中でも特に社会政策的立法について検討する。つまり、本稿第二章では、法的上部構造の一つの現象形態であるところの社会政策的立法が、土台であるところの経済的基礎にどのような反作用を、どのように与えるのかを、理論的および歴史的展開の二つの視角により検討する。

次に、特に上に挙げたエンゲルスの「K.シュミットへの手紙（1980年10月27日）」を下敷きにしたものと思われる長谷川教授の分類にしたがい考察を進める。長谷川教授は資本主義経済社会における土台に対する（法的）上部構造の反作用を三つに分類する。括弧内に手紙の文言も付する。

i 資本主義的生産關係の發展を促進するもの（經濟發展と同じ方向をとって進む場合）、ii 資本主義的生産關係の發展を阻止するもの（經濟發展に逆行しても行われる）、iii 經濟的發展の一定の方向をおさえ、他の方向を指定するようなもの（經濟發展に対して特定の方向を遮断し、他の方向を指定する）⁷⁸。

ここでは、このiiiの類型に対象を限定して考察する。長谷川教授の説くところは簡潔である。いわく、「(iiiの類型に属するものについて)、資本主義社会における社会政策的法律には、この種の役割を果たすものがある。資本主義社会の基本的な矛盾である生産の社会性と生産手段の私的所有の矛盾は、資本主義の發展とともに増大する。この矛盾を緩和するため、憲法をはじめ法律で、所有権の絶対を制限する規定がつくられ、資本主義的發展の方向に一定の影響をあたえる。たとえば、憲法29条は、資本の自由の結果として私的独占が形成され、その専制支配が確立するのを阻止し、国家的独占が形成されるのを容易にするという役割を果たす可能性がある⁷⁹」。

i、iiが比較的理解しやすいのに対し、iiiはその簡潔な記述にもかかわらず、あるいはそれゆえに、その理解は必ずしも容易ではない。ここで「一定の方向をおさえ、他の方向を指定する」とはどのようなことか、そもそもこのフレーズの「一定の方向」「他の方向」とは具体的には何を指すのか。ここでは若干の具体例としては憲法29条が私的独占の形成を阻止し、国家独占の形成を容易にする可能性がこれも抽象的に示唆されているにすぎない。そこで、対象の範囲としては必ずしも限定されておらず漠たる感がぬぐいきれないとはいえ法律の類型としてはある程度明確にされている「社会政策的法律⁸⁰」という例示に着目してみることにしたい。

重複をいとわず確認すると、本稿第一章における土台—上部構造論および反作用・交互作用論の

⁷⁷ 同94頁。

⁷⁸ 長谷川・前掲232頁。手紙の文言は平野編・前掲66頁。

⁷⁹ 同234頁。

⁸⁰ 同235頁。

原理的な検討に続き、社会政策的立法、より広くは社会政策とはいかなる政治作用かといった点を社会政策学の史的および現代的な展開を分析することにより長谷川教授による分析・例示における土台に対する反作用のiiiの類型についての認識を深化・発展させることが本稿第二章における中心的な課題である。なお、この段階では俎上に上げられるべき類型はiiiであるが、社会政策（学）の現代的発展の検討の結果がそのi～iiiの分類そのものを相対化し、新たな観点を付け加えることによって長谷川学説の深化・発展の基礎となることの可能性を示唆しておくこととする。

【続く】